

国立大学法人奈良教育大学表彰規則

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則(平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。)第42条の規定に基づく教職員の表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の適用)

第2条 次条の規定による表彰は、教職員就業規則第3条第1項に掲げる教職員に適用する。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 功労表彰
- 二 永年勤続者表彰

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、次に掲げる功労を行った者又は職務上の功績が特に顕著な者について行う。

- 一 社会的功績により、大学の名誉を高めた者
- 二 職務上有益な発明、改良、考案又は工夫をするなどして顕著な功績があった者
- 三 事務又は作業能率の増進を図り、その実施に成功した者
- 四 その他前各号に準ずるような功労又は功績があった者

(永年勤続者表彰)

第5条 表彰は、国立大学法人奈良教育大学(以下「大学」という。)の教職員であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者について行う。

- 一 開学記念日において、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国又は地方公共団体の教育又は教育事務に従事する国立大学法人職員、大学共同利用機関法人職員、独立行政法人職員、国家公務員又は地方公務員(以下「教育関係職員」という。)として引き続いた在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上であって、当該勤続期間のうち本学の教職員としての在職期間が10年以上である者
- 二 定年又は勸奨による退職の日において、勤続期間が30年以上であって、当該勤続期間のうち本学教職員としての在職期間が10年以上である者

(表彰)

第6条 第5条の表彰は、1人の教職員について1回とする。ただし、同条第1号に該当して表彰された者が、同条第2号に該当することとなった場合は、この限りでない。

(表彰状の授与)

第7条 表彰は、学長が表彰状を授与することによって行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第8条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- 一 第4条各号及び第5条第1号に該当する者 開学記念日
- 二 第5条第2号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第9条 勤続期間の計算は、教育関係職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

2 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

- 一 休職の期間(業務上の負傷又は疾病による休職の期間、教職員就業規則第16条第1項第4号による休職の期間を除く。)
- 二 停職の期間

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の実施の際、現に本学教職員である者に対して既に行われた永年勤続の表彰は、第5条第1号に該当する者に対して行われた表彰とみなす。

3 この規則の施行日の前日において、国家公務員等として在職していた者の国家公務員等として勤務した期間については、この規則による勤続期間とみなす。